

文部科学省 説明資料

令和5年11月30日

背景・課題

令和4年4月、博物館法（昭和26年法律第285号）がおよそ70年ぶりに大幅に改正され、資料のデジタル・アーカイブ化などの博物館の新たな業務が付加されるとともに、地域の活力向上のために関係機関と連携することなど、博物館の新たな役割が規定されることとなった。新たな法の趣旨を実現するためには、博物館が資料のデジタル・アーカイブ化や自身のDXの取組を積極的に進めつつ、文化芸術の価値を活かしながら、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の関連分野において、中核としての役割を果たす存在となる必要がある。この観点から、特に、5年間の経過措置期間（令和9年度まで）を集中期間として、博物館の資金・人材・施設等の基盤を強化し、特色ある取組を全国各地で推進する。 ※博物館には、美術館、科学館、動物園、水族館等が含まれる。

事業内容

法改正を踏まえ、博物館のデジタル・アーカイブ化の取組や地域に貢献する特色ある取組を支援するとともに、新たな制度が効果的に運用されるような基盤の整備を図る。

(1) Innovate MUSEUM事業

① Museum DXの推進 160百万円

博物館資料のデジタル・アーカイブ化とその公開・発信や、博物館における業務のDXに効果的に取り組む館の事業を支援し、データの活用や業務フローの効率化を図る。(インバウンド対応含む)

- 件数・単価：8件 × 2.0百万円

② 特色ある博物館の取組支援 280百万円

これからの博物館が新たに求められる社会的・地域的な課題（地方創生、都市再生、人口減少、社会包摂等）への対応に先進的に取り組む事業を支援し、その内製化と横展開を目指す。

- 件数・単価：①地域課題型 25件 × 4百万円
- ②ネットワーク型 5件 × 2.0百万円
- ③コンテンツ型 4件 × 2.0百万円

(2) 民間博物館活用事業

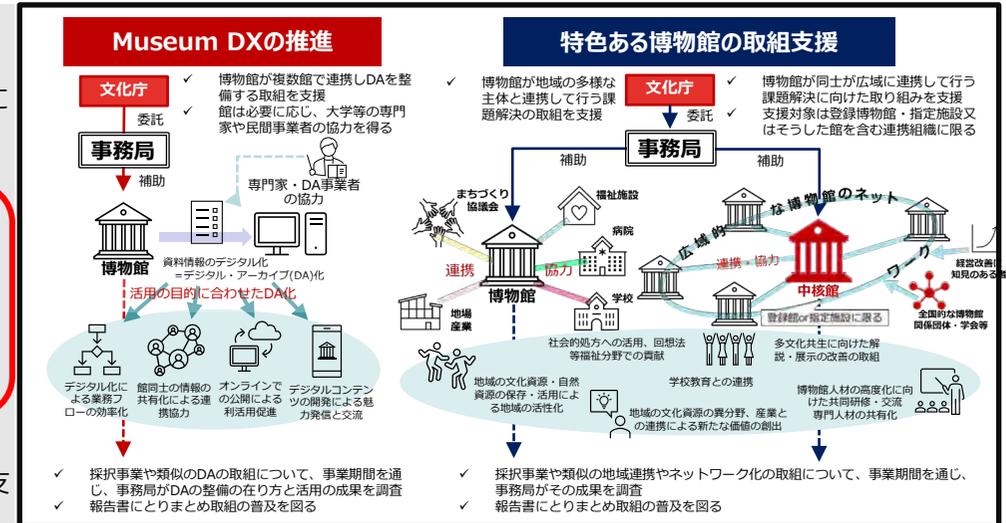
民間博物館と自治体が連携し、人材・ノウハウ等を共有して実施する新しい課題解決の取組を支援する。

- 件数・単価：7件 × 1.0百万円

(3) 新制度におけるミュージアム応援事業

博物館法の改正を踏まえて、①新たな登録制度の価値を高めるための積極的なプロモーション、②博物館活動の質を高めるための体制整備、③博物館人材養成・質の向上に資する研修等の実施など、博物館の活動を後押しする基盤を構築する。

- 件数・単価：①新たな登録制度の価値を高めるための積極的なプロモーション 2件×1.0百万円（組織改革・専門人材育成プログラムの開発・実証等）
- ②博物館活動の質を高めるための体制整備 1件×1.8百万円 1件×5.0百万円（新制度に伴う相談業務、ミュージアムプロフェッション養成のための専門人材派遣）
- ③博物館人材養成・質の向上に資する研修等の実施 5.5百万円（学芸員資格認定、国による学芸員研修等） 他



アウトプット(活動目標)

- 支援した博物館による課題解決や博物館の新たな価値創出の取組の数

令和4年	令和5年	令和6年
50	33	42

- 博物館人材養成・質の向上に資する研修等に参加する数

令和4年	令和5年	令和6年
430	430	430

アウトカム(成果目標)

初期 (令和7年頃)

事業による取組への支援と横展開、博物館職員への研修を通じ、地域の主体や博物館同士の連携による課題解決や価値創出に取り組む博物館が増加。(達成度50%)

中期 (令和10年頃)

登録博物館及び指定施設での取組の浸透。(達成度100%)

長期 (令和15年頃)

登録・指定館が増加するとともに取組がさらに多くの館園に広がる。

長期アウトカム(国民・社会への影響)

博物館界全体に、課題解決に向けた地域等との連携や新たな価値創出の取組が浸透することで広く国民に博物館の社会的価値が認知される、

博物館の活動基盤が強化されることで、博物館がより充実したサービスを国民に提供し、もって国民の教養や創造活動に資することができるようになる「好循環」が形成される。

新たな時代に求められる地域課題等に対応する先進的な取組例 (R4年度Innovate MUSEUM事業)

○九州産業大学美術館（地域課題対応支援事業）

高齢者をつなぐ美術館と医療・福祉施設の連携

地域の医療・福祉施設など、多様な施設団体と連携して、**認知症患者とその介護者を対象とした鑑賞プログラムの開発と実践、遠方への外出が困難な地域住民へのオンライン鑑賞会の開催、アートバスツアー等**を開催。



高齢者福祉
と美術館

困難を抱えた高齢者の芸術活動・鑑賞活動の支援

○大阪市立自然史博物館（地域課題対応支援事業）

M3 (Motto Minna no Museum) プロジェクト

視覚に障がいのある方、発達障がいのある方を対象に、**誰もが博物館を楽しめるようなプログラムや利用環境整備の工夫**を試し、そこで得た知識や改善点を各地の博物館に技術移転し、普及させられるように取りまとめる。



博物館の
アクセシ
ビリティの向上

共生社会実現のためのアクセシビリティの向上方策

○熊本市現代美術館（地域課題対応支援事業）

アートによってまちの課題にコミットする「ご用聞き」事業

熊本市現代美術館の**日比野克彦館長**が、市役所等に赴き、市政の悩みや相談に乗っていく中で、課題解決に向けた方向性を整えていく。**人の心を動かすアートを用いた豊かな場づくりで、街づくりを支えていく。**



社会課題
への新たな
アプローチ

アートな場づくりで社会課題解決を支援

○大谷美術館（ネットワークの形成による広域等課題対応支援事業）

メタバース美術館の構築事業

VRやメタバースなど先端のICTを用いて、新たな鑑賞体験の提供や、メタバース空間内での展覧会制作、他館資料のデジタル・アーカイブ連携の促進等、**デジタル技術の活用による新たな美術品鑑賞モデルを構築**



ICTを用いた
博物館機能
強化

ICTを用いた新しい鑑賞体験の提供と博物館ネットワーク

○和歌山県立博物館（登録博物館）

3Dプリンター製「お身代わり仏像」を活用した文化財保存

和歌山県では高齢化・過疎化に伴う文化財の盗難被害の多発と南海トラフ地震等の防災対策として、博物館が県立工業高校・大学と連携して、3Dプリンター製レプリカを作成し、身代わり仏像として奉納する取組を実践しました。



新たな技術を活用した文化財保護と社会課題への対応

文化財の新たな保存管理・地域の魅力の発掘・発信

○愛媛県美術館（登録博物館）

「教える」から「引き出す」へーえひめ「対話型授業」プロジェクト

「主体的・対話的で深い学び」いわゆるアクティブ・ラーニングを博物館・美術館が中心となり、小中学校のあらゆる授業で根付かせる実践を行いました。教員に実践は継承され、子供達は対話を通して理解を深め主体的学びが広がっています。



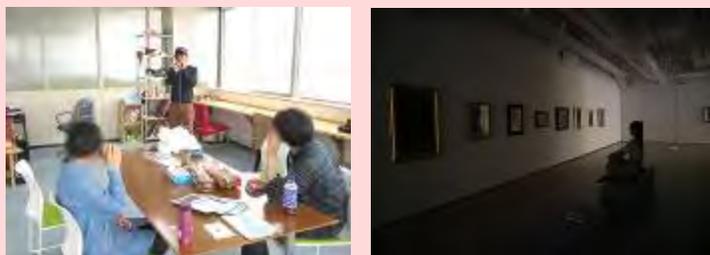
博物館の強みを活かした人材育成事業

学校教育との連携によるアウトリーチ活動・人材育成

○アーツ前橋（博物館相当施設）

社会包摂によるコミュニティ再生事業

不登校や引きこもりの経験がある若者にアーティストと交流する「場」を与えて、作品制作活動を通じて社会とのつながりの助けになる取組を実施しました。また、人混みが苦手な彼らのために休館日に展覧会を開放する「ゆったりアーツ」も実施しています。



拠点としての孤独・孤立対策

多様な対象者への芸術活動支援・鑑賞活動支援等

○兵庫県陶芸美術館（博物館相当施設）

丹波焼の里の新たな挑戦～地域ぐるみで創る里の魅力～

指定民俗文化財の「丹波焼最古の登窯」の修復・復元事業を、地域市民や全国からのボランティアと協力して行い、丹波焼や焼き物の里の応援団・理解者を増やす取組です。



市民をまきこんだ地域振興・産業振興

地域に存する文化財や文化・自然資源を活用した地域共働活動

1年目→ **若手** 5年目→ **中堅** 10年目→ **中間管理職** 20年目→ **館長クラス** 30年目

「文化をつなぐミュージアム」研修

- ・開催：令和5年12月上旬 2日間
- ・定員：300人
- ・対象：設置者・行政職員等、ミュージアムの地域課題解決や中長期的な将来構想に関する者
- ・内容：デジタル化、PPP/PFI、広報、発信と交流、観光、国際化、ネットワークなど「文化をつなぐミュージアム」等に焦点

マネージメント職
ガバナンス職



ミュージアムトップマネジメント研修

- ・開催：9月27日(水)～29日(金) 3日間
- ・定員：80人
- ・対象：ミュージアムの館長・管理職
- ・内容：法改正対応、マネジメント、事業評価・改善、資金調達等を強化

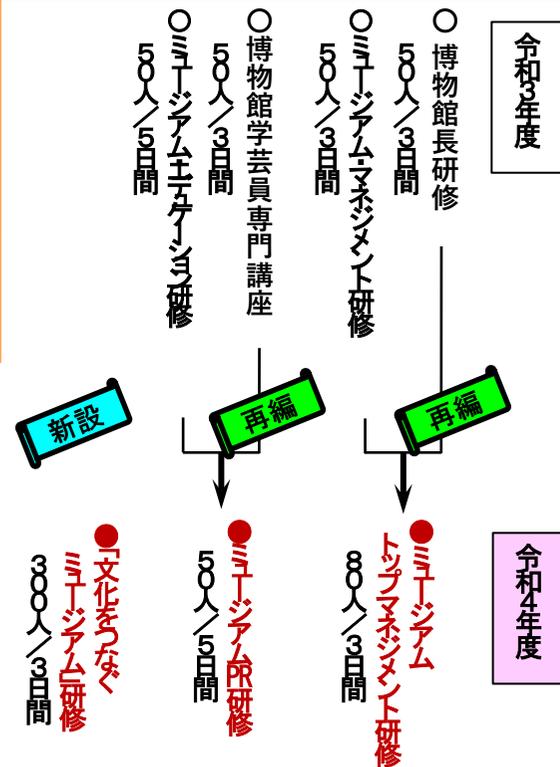
ミュージアムPR研修

- ・開催：令和6年2月予定
- ・定員：50人
- ・対象：ミュージアムの学芸員等専門職員
- ・内容：広報発信・地域交流、地域課題解決(社会包摂含む)、デジタル等に焦点

ミュージアム専門職員在外派遣研修

- ・定員：若干名／1か月 or 3か月 ※ 成果発表会等を開催

オペレーション職



文化庁が実施

博物館法
 第三条 博物館は、前条第一項に規定する目的を達成するため、おおむね次に掲げる事業を行う。
十一 学芸員その他の博物館の事業に従事する人材の養成及び研修を行うこと。
 令和4年博物館法改正により、博物館の事業として学芸員その他の人材養成・研修を追加

- 不登校児童生徒数が、小・中学校で約**30万人**。そのうち学校内外の専門機関等で相談・指導等を受けていない小・中学生は、約**11万4千人**。いずれも**過去最多**
- いじめ重大事態の発生件数も、**923件**と**過去最多**。

安心して学ぶことができる、「誰一人取り残されない学びの保障」に向けた取組の**緊急強化**が必要。

不登校【緊急対策】

不登校の児童生徒全ての学びの場の確保、心の小さなSOSの早期発見、安心して学べる学校づくり等のため、文部科学省において3月に策定した「**COCOLOプラン**」の対策を前倒し。あわせて、不登校施策に関する情報が、児童生徒や保護者に届くよう、**情報発信を強化**。

COCOLOプラン 01 不登校の児童生徒全ての学びの場の確保

- 校内教育支援センター**（スペシャルサポートルーム等）未設置校へ設置促進（落ち着いた空間で学習・生活できる環境を学校内に設置）
- 教育支援センターのICT環境整備**（オンラインで自宅等から学べるように）
- 教育支援センターのアウトリーチ機能など、総合的拠点機能の強化**（どこにもつながっていない児童生徒に支援を届けるため、自治体の体制を強化）

COCOLOプラン 02 心の小さなSOSの早期発見

- アプリ等による「心の健康観察」の推進**（困難を抱える子供の支援に向けたアプリ等や専門家の支援を活用した心や体調の変化の早期発見・早期支援）
- 子供のSOS相談窓口を集約して周知**（1人1台端末を活用）
- より課題を抱える重点配置校へのスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置充実**

情報提供の強化

- 学びの多様化学校設置促進のための全国会議開催、「学びの多様化学校マイスター」派遣**（設置ノウハウや課題の共有のための全国会議を開催するとともに、学びの多様化学校設置経験者を自治体に派遣し、相談・助言が受けられる制度の創設）
- 文部科学省による一括した情報発信**（各教育委員会において作成した地域の相談支援機関等に関する情報を、文科省HPで一括情報発信）

いじめ【緊急対策】

いじめの重大事態化を防ぐための**早期発見・早期支援を強化**。あわせて、国による重大事態の分析を踏まえつつ、個別自治体への取組改善に向けた**指導助言及び全国的な対策を強化**。

いじめの早期発見の強化

- アプリ等による「心の健康観察」の推進**（困難を抱える子供の支援に向けたアプリ等や専門家の支援を活用した心や体調の変化の早期発見・早期支援）（再掲）
- 子供のSOS相談窓口を集約して周知**（1人1台端末を活用）（再掲）
- より課題を抱える重点配置校へのスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置充実**（再掲）

国による分析強化、個別自治体への指導助言・体制づくり

- 重大事態の国への報告を通じた実態把握・分析、ガイドライン改訂等による全国的対策の強化**（こども家庭庁とも連携して、重大事態に至るケースの共通要素（いじめの背景・原因等）を分析。未然防止や重大事態への対処を図るべく、いじめの重大事態の調査に関するガイドラインの改訂等を実施）
- 重大事態の未然防止に向けた、国の個別サポートチーム派遣による各自治体等への取組改善の実施**（重大事態発生件数が多い一方、いじめの認知件数等が低い都道府県等に取組状況を調査。こども家庭庁とも連携して、国から各自治体等へ指導助言を実施）
- こども家庭庁において、
 - ・**地域におけるいじめ防止対策の体制構築を推進するため、首長部局からのアプローチによるいじめ解消の仕組みづくりに向けた取組の強化や、**
 - ・**いじめの重大事態調査について、第三者性の確保の観点から委員の人选に関する助言等を行う「いじめ調査アドバイザー」の活用等を実施。**

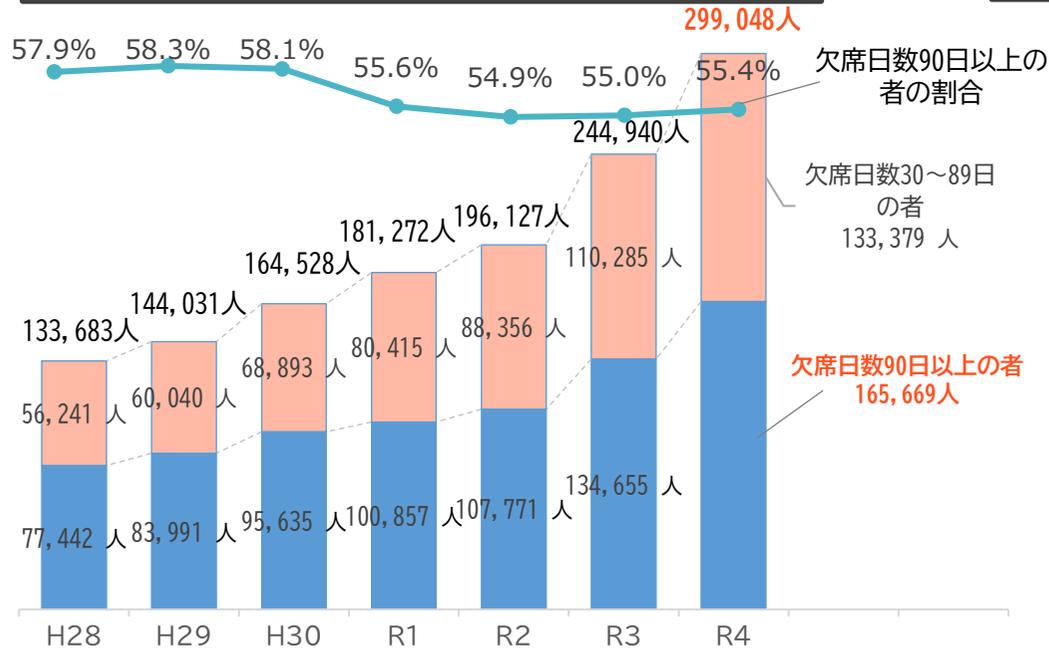
組織的対応を支える取組

- R5年度予算によるCOCOLOプランに基づく対策**（学びの多様化学校設置促進や、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーによる支援及び医師会との連携、高校等における柔軟で質の高い学びの保障、保護者の会など保護者への支援等）を**継続して実施**。
- 学びの多様化学校に対する教職員の優先配置等**をはじめ、誰一人取り残されない学びを保障する指導・運営体制を緊急的に整備。
- 学校いじめ対策組織にスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールロイヤー、スクールサポーター等の外部専門家を加えることで組織的に対応**するとともに、**安心して学べる学校づくりを推進**

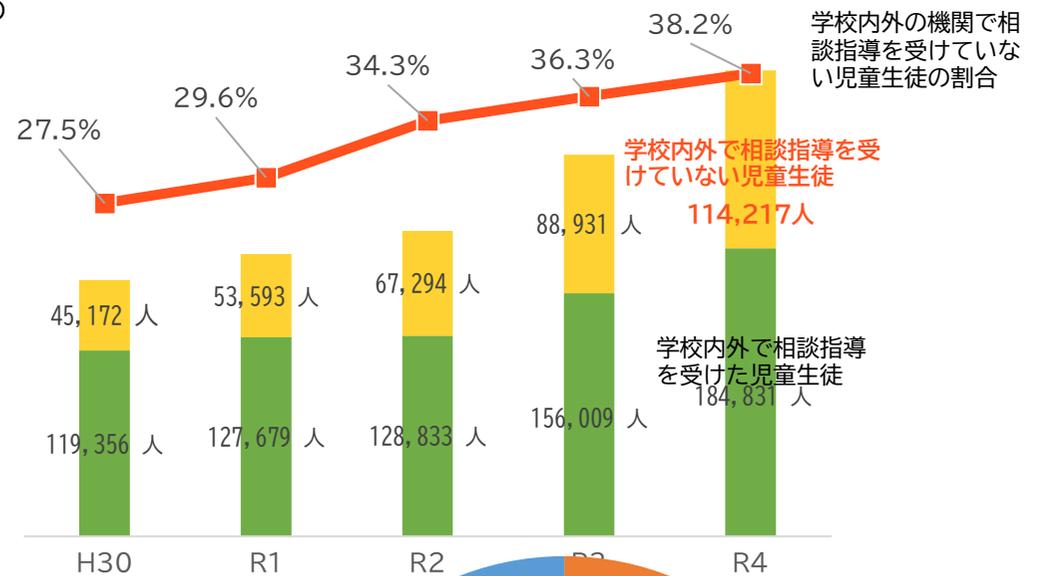
不登校の状況について

- ・不登校児童生徒数は**過去最多**を記録(約36万人)
- ・そのうち、小・中学校における不登校児童生徒数は約29万9千人(**過去最多**)
- ・小・中学校における不登校児童生徒のうち、**90日以上欠席**している児童生徒数、**学校内外で相談・指導等を受けていない**児童生徒数も**過去最多**(それぞれ約16万6千人、約11万4千人)

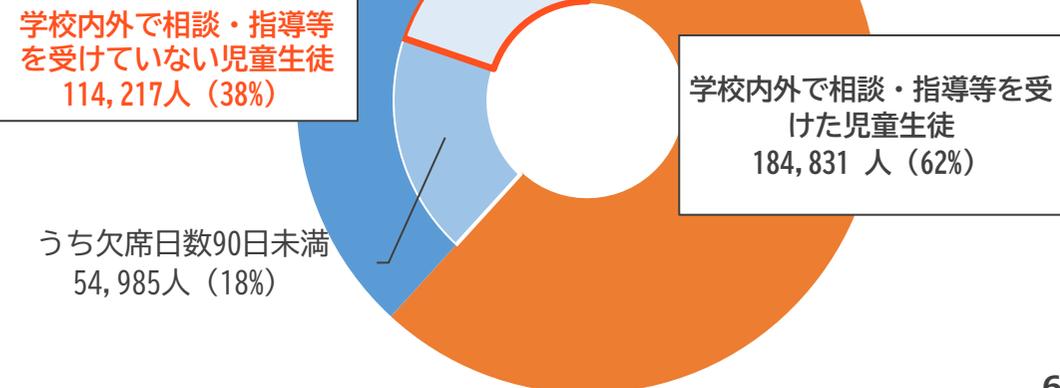
小・中学校における不登校児童生徒数と
うち90日以上欠席している人数の推移



小・中学校における不登校児童生徒のうち、
学校内外で相談・指導等を受けていない児童生徒数・割合の推移

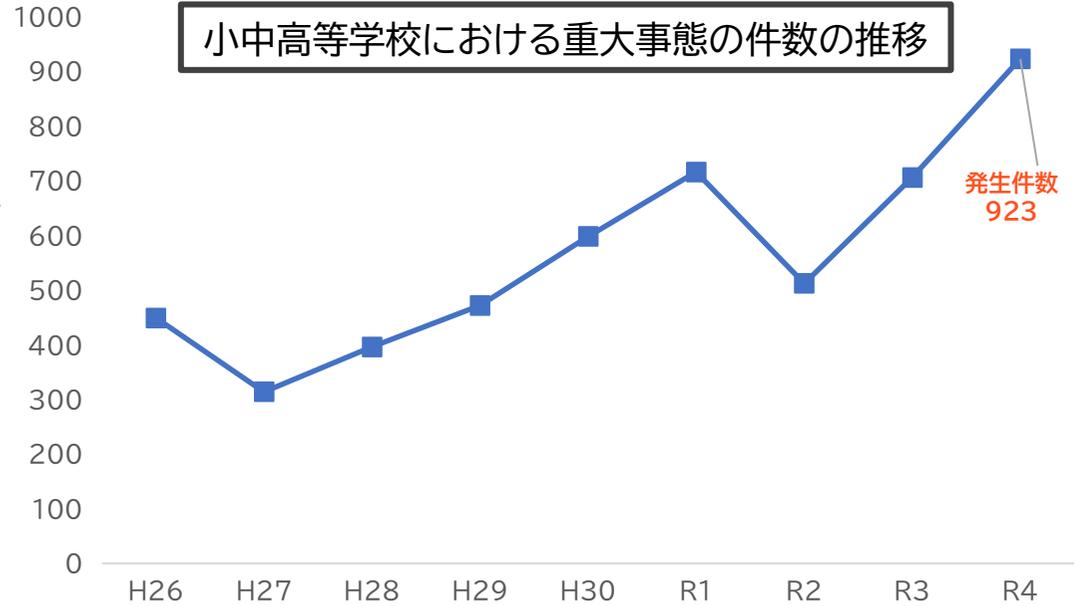
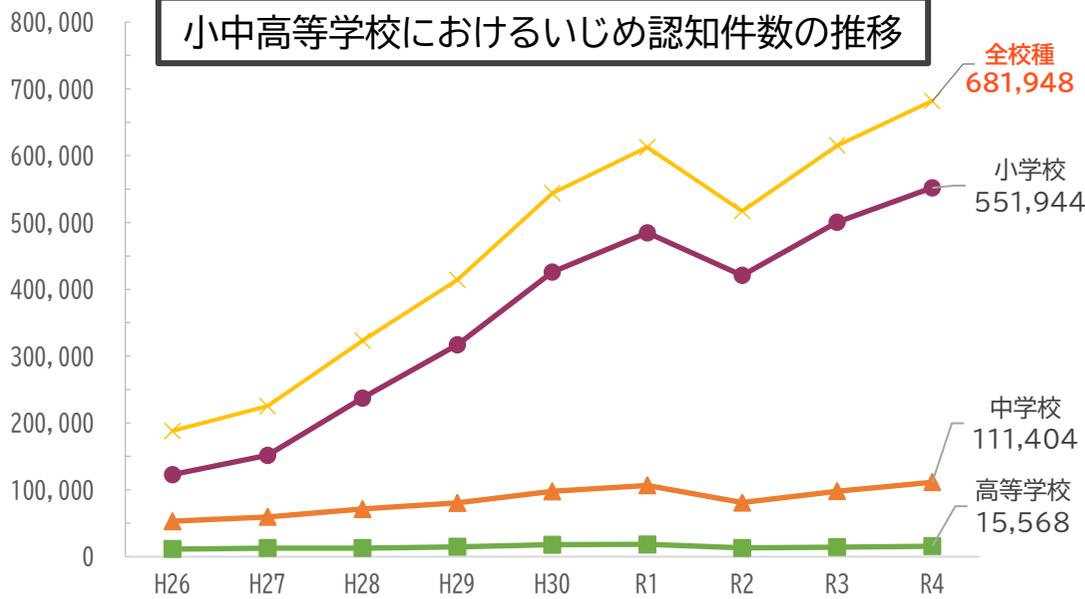


学校内外で相談・指導等を受けていない児童生徒数のうち、
欠席日数が90日以上の子どもの児童生徒数・割合



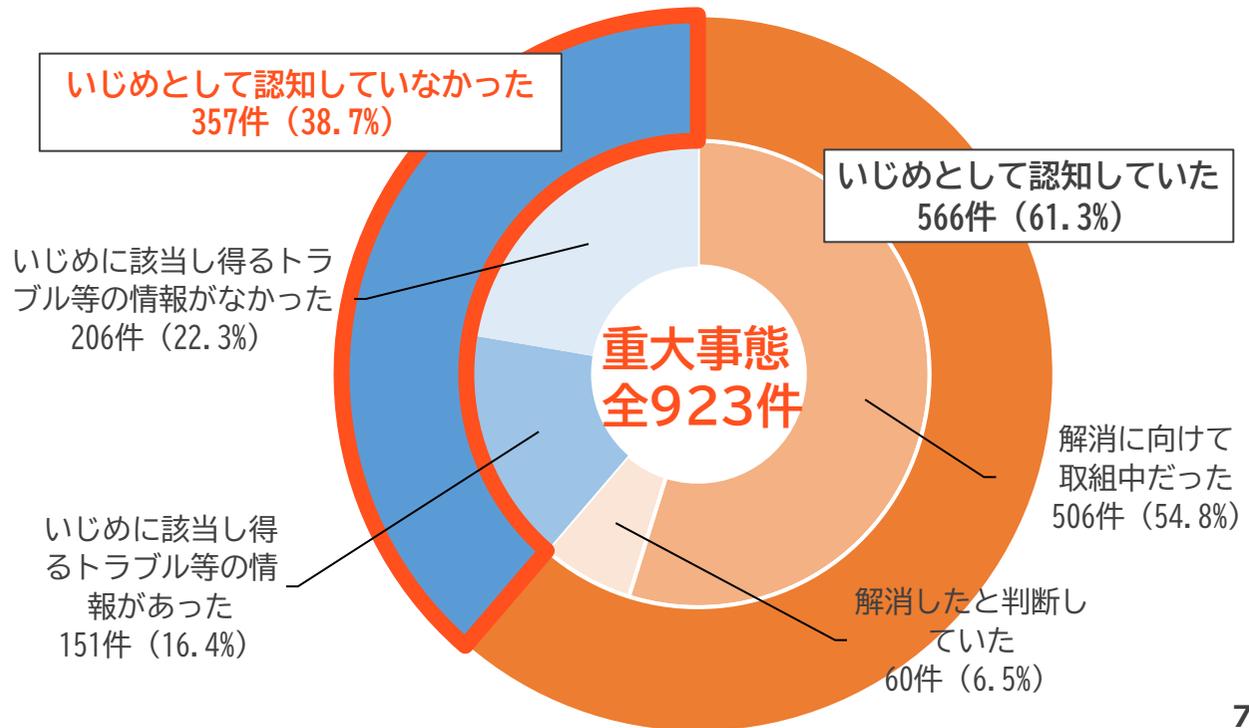
いじめの状況について

- ・令和4年度のいじめ認知件数は**過去最多**（約68万2千件）を記録
- ・いじめ重大事態の件数も**過去最多**（923件）



重大な被害を把握する以前のいじめの対応状況

いじめ重大事態のうち、**約4割**が事前にいじめとして認知されず



- 不登校により学びにアクセスできない子供たちをゼロにすることを目指し、
 1. **不登校の児童生徒全ての学びの場を確保し、学びたいと思った時に学べる環境を整える**
 2. **心の小さなSOSを見逃さず、「チーム学校」で支援する**
 3. **学校の風土の「見える化」を通じて、学校を「みんなが安心して学べる」場所にする**
 ことにより、誰一人取り残されない学びの保障を社会全体で実現するためのプランを、文部科学大臣の下、とりまとめ。
- 今後、こども政策の司令塔であるこども家庭庁等とも連携しつつ、今すぐできる取組から、直ちに実行。また、文部科学大臣を本部長とする「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策推進本部」を、こども家庭庁の参画も得ながら、文部科学省に設置。進捗状況を管理しつつ取組を不断に改善。

主な取組

1. 不登校の児童生徒全ての学びの場を確保し、学びたいと思った時に学べる環境を整える

仮に不登校になったとしても、小・中・高等を通じて、学びたいと思った時に多様な学びにつながることができるよう、個々のニーズに応じた受け皿を整備。

- **不登校特例校の設置促進** (早期に全ての都道府県・指定都市に、将来的には分教室型も含め全国300校設置を目指し、設置事例や支援内容等を全国に提示。「不登校特例校」の名称について、関係者に意見を募り、より子供たちの目線に立ったものへ改称)。⇒「**学びの多様化学校**」に改称(令和5年8月31日)
- **校内教育支援センター(スペシャルサポートルーム等)の設置促進** (落ち着いた空間で学習・生活できる環境を学校内に設置)
- **教育支援センターの機能強化** (業務委託等を通して、NPOやフリースクール等との連携を強化。オンラインによる広域支援。メタバースの活用について、実践事例を踏まえ研究)
- **高等学校等における柔軟で質の高い学びの保障** (不登校の生徒も学びを続けて卒業することができるような学び方を可能に)
- **多様な学びの場、居場所の確保** (こども家庭庁とも連携。学校・教育委員会等とNPO・フリースクールの連携強化。夜間中学や、公民館・図書館等も活用。自宅等での学習を成績に反映)

実効性を高める取組

- **エビデンスに基づきケースに応じた対応を可能にするための調査の実施** (一人一人の児童生徒が不登校となった要因や、学びの状況等を分析・把握)
- **学校における働き方改革の推進** ○ 文部科学大臣を本部長とする「**誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策推進本部**」の設置

2. 心の小さなSOSを見逃さず、「チーム学校」で支援する

不登校になる前に、「チーム学校」による支援を実施するため1人1台端末を活用し、小さなSOSに早期に気付くことができるようにするとともに、不登校の保護者も支援。

- **1人1台端末を活用し、心や体調の変化の早期発見を推進** (健康観察にICT活用)
- **「チーム学校」による早期支援**(教師やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、養護教諭等が専門性を発揮して連携。こども家庭庁とも連携しつつ、福祉部局と教育委員会の連携を強化)
- **一人で悩みを抱え込まないよう保護者を支援** (相談窓口整備。スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが保護者を支援)

3. 学校の風土の「見える化」を通して、学校を「みんなが安心して学べる」場所にする

学校の風土と欠席日数には関連を示すデータあり。学校の風土を「見える化」して、関係者が共通認識を持って取り組めるようにし学校を安心して学べる場所に。

- **学校の風土を「見える化」** (風土等を把握するためのツールを整理し、全国へ提示)
- **学校で過ごす時間の中で最も長い「授業」を改善** (子供たちの特性に合った柔軟な学びを実現)
- **いじめ等の問題行動に対する毅然とした対応の徹底**
- **児童生徒が主体的に参画した校則等の見直しの推進**
- **快適で温かみのある学校環境整備**
- **学校を、障害や国籍言語等の違いに関わらず、共生社会を学ぶ場に**

現状・課題

- 不登校児童生徒数が、小・中学校で約30万人、そのうち学校内外の専門機関等で相談・指導等を受けていない小・中学生が約11万4千人と、いずれも過去最多となり、また、いじめ重大事態の発生件数も923件と過去最多となる中、安心して学ぶことができる、「誰一人取り残されない学びの保障」に向けた取組の緊急強化が必要であることから、「不登校・いじめ 緊急対策パッケージ」を令和5年10月に策定。
- 「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策（COCOLOプラン）」（令和5年3月）、「こどもの自殺対策緊急強化プラン」（令和5年6月）及び「経済財政運営と改革の基本方針2023」（令和5年6月閣議決定）等を踏まえた不登校・いじめ対策を前倒して緊急実施。

事業内容

①校内教育支援センターの設置促進

29億円

- 公立の小・中学校に校内教育支援センターを設置できていない学校のうち、不登校児童生徒数が多い学校（6,000校）に対して、設置に必要な経費を支援することにより、不登校の未然防止・登校復帰支援を加速度的に進める。

自分のクラスに入りづらい児童生徒の学校内の居場所を確保し、不登校を未然に防止するとともに、不登校児童生徒の登校復帰を支援する。

校内教育支援センター （スペシャルサポートルーム）



学校には行けるけれど、自分のクラスには入れない時や、少し気持ちを落ち着かせてリラックスしたい時に利用できる、学校内の空き教室等を活用した部屋。児童生徒のペースに合わせて相談に乗ったり学習のサポートを行う。

②教育支援センターのICT環境の整備

2億円

- 在籍校とつなぎ、オンライン指導やテスト等も受けられ、成績反映を可能にする教育支援センターのICT環境を加速度的に整備する。



教育支援センターと自分のクラスをつなぎ、オンライン指導やテスト等も受けられる体制を構築し、学校との連携体制を強化する。

教育支援センター



各地域の教育委員会が開設していて、児童生徒一人一人に合わせた個別学習や相談などを行う場所。市の施設など、公の建物の中にあることが多く、利用料は基本的に無料。

③スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置充実

7億円

- 不登校児童生徒及び未解消のいじめ事案に対して、S Cのカウンセリング等による心理的ケアや、S S Wによる関係機関との連携などを通じた福祉的支援等、学校におけるチームでの支援体制を更に強力に促進する。

スクールカウンセラーによる心理的ケアとスクールソーシャルワーカーによる福祉的支援を複合的に実施することにより、不登校長期化の未然防止、いじめ事案の解消を推進する。

実施主体 地方公共団体

補助割合 国 1/3

現状・課題

- 不登校児童生徒数が、小・中学校で約30万人、そのうち学校内外の専門機関等で相談・指導等を受けていない小・中学生が約11万4千人と、いずれも過去最多となり、また、いじめ重大事態の発生件数も923件と過去最多となる中、安心して学ぶことができる、「誰一人取り残されない学びの保障」に向けた取組の緊急強化が必要であることから、「不登校・いじめ 緊急対策パッケージ」を令和5年10月に策定。
- 「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策（COCOLOプラン）」（令和5年3月）、「こどもの自殺対策緊急強化プラン」（令和5年6月）及び「経済財政運営と改革の基本方針2023」（令和5年6月閣議決定）等を踏まえた不登校・いじめ対策を前倒して緊急実施。

事業内容【委託】

①教育支援センターの総合的拠点機能形成 3億円

- 支援を受けられていない不登校児童生徒へのアウトリーチ支援の実施や保護者に対する相談窓口を新たに開設する等教育支援センターが不登校児童生徒への支援に係る地域の総合的な拠点となるためのモデル構築を行う。
- 期待される機能・役割
 - 学校内外の専門機関等で相談等を受けていない不登校児童生徒や保護者を支援につなげる。
 - 不登校児童生徒への支援に加え、その保護者が必要とする情報を提供するとともに、子供たちを様々な学びの場や居場所につなげる。
 - 学校、民間団体、保護者等と連携を図るための支援会議を実施。



いじめ・不登校・自殺リスク等の早期把握に向けた

②1人1台端末等を活用した「心の健康観察」の導入推進 10億円

- 不登校やいじめ、児童生徒の自殺が急増する中、児童生徒のメンタルヘルスの悪化や小さなSOS、学級変容などを教職員が察知し、問題が表面化する前から積極的に支援につなげ、未然防止を図ることが必要。
- 1人1台端末等を活用して、児童生徒の心や体調の変化を把握し、早期発見、早期支援につなげる「心の健康観察」の全国の小中高校での実施を目指し、各学校設置者の導入を推進する。



③不登校・いじめ対策等の効果的な活用の推進 1億円

- 各地域・学校における不登校・いじめ対策の実施状況を調査・分析し、対策ごとの効果・課題を整理することにより、さらなる不登校・いじめ対策の充実につなげるとともに、優れたモデルとなり得る事例を収集・展開する。

委託先

- ①都道府県・政令指定都市
- ②都道府県・政令指定都市等
※市区町村及び私立学校は都道府県から再委託
- ③民間団体等

対象経費

- ①専門スタッフ等に係る経費
連携会議開催等に係る経費 等
- ②「心の健康観察」導入に係る検討経費、
教職員への研修・域内への普及等に係る経費 等
- ③アンケート・ヒアリング調査、報告書作成等に係る経費 等

スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーによる教育相談体制の充実

令和6年度要求・要望額
(前年度予算額)

90億円
82億円



文部科学省

- ◆ 義務教育段階の不登校児童生徒数は、平成24年度から9年連続で全体の人数・児童生徒千人当たりの人数ともに増加しており、様々な課題を抱える児童生徒への早期支援、不登校状態にある児童生徒への手厚い支援に向けた相談体制の充実が必要。
- ◆ また、社会問題化している昨今の児童虐待相談対応件数の急増等を踏まえ、学校における児童虐待の未然防止・早期発見や、児童虐待発生時の迅速・的確な対応に向けた相談体制の充実も喫緊の課題。
- ◆ さらに、「経済財政運営と改革の基本方針2023」等を踏まえ、不登校、重大ないじめ・自殺への組織的な早期対応等に向けた相談体制の充実も課題。



スクールカウンセラー等活用事業

令和6年度概算要求・要望額 6,291百万円(前年度予算額 5,889百万円)
事業開始年度：H7～(委託)、H13～(補助)

補助制度	<ul style="list-style-type: none"> 負担割合：国 1/3、都道府県・政令指定都市・中核市 2/3 実施主体：都道府県・政令指定都市・中核市 ※実施主体に「中核市」を追加 補助対象経費：報酬・期末手当、交通費等
求められる能力・資格	<ul style="list-style-type: none"> 児童生徒の心理に関して専門的な知識・経験を有する者 ⇒ 児童の心理に関する支援に従事(学教法施行規則) 公認心理師、臨床心理士等
基盤となる配置	<ul style="list-style-type: none"> 全公立小中学校に対する配置 : 27,500校 <週4時間>
重点配置 ・課題に応じた配置の充実	<ul style="list-style-type: none"> 重点配置校 : 7,800校 (← 7,200校) <週8時間> <ul style="list-style-type: none"> > いじめ・不登校対策 : 3,500校 (← 2,900校) > 虐待対策 : 2,000校 > 貧困対策 : 2,300校 ※夜間中学への配置を含む より課題を抱える学校に対する連携支援体制強化のための配置時間の充実 : 重点配置校のうち 2,000校 <週2日8時間> 【新規】
上記以外の質の向上、拠点の機能強化等	<ul style="list-style-type: none"> スーパーバイザー : 90人 不登校特例校(名称変更予定) : 24箇所 <週5日8時間> 【新規】 教育支援センター : 250箇所 オンラインによる広域的な支援 : 67箇所 中学・高校における自殺予防教育の実施 ※支援対象に高校を追加
S C配置以外の支援	<ul style="list-style-type: none"> SNS等を活用した相談のための相談員の配置 「24時間子供SOS電話ダイヤル」の相談員の配置 専門性向上のための研修・連絡協議会の開催に係る経費の支援

スクールソーシャルワーカー活用事業

令和6年度概算要求・要望額 2,659百万円(前年度予算額 2,313百万円)
事業開始年度：H20～(委託)、H21～(補助)

<ul style="list-style-type: none"> 負担割合：国 1/3、都道府県・政令指定都市・中核市 2/3 実施主体：都道府県・政令指定都市・中核市 補助対象経費：報酬・期末手当、交通費等
<ul style="list-style-type: none"> 福祉に関して専門的な知識・経験を有する者 ⇒ 児童の福祉に関する支援に従事(学教法施行規則) 社会福祉士、精神保健福祉士等
<ul style="list-style-type: none"> 全中学校区に対する配置 : 10,000校 <週3時間>
<ul style="list-style-type: none"> 重点配置校 : 10,000校 (← 9,000校) <週6時間> <ul style="list-style-type: none"> > いじめ・不登校対策 : 4,000校 (← 3,000校) > 虐待対策 : 2,500校 > 貧困対策 : 3,500校 ※夜間中学・ヤングケアラー支援への配置を含む より課題を抱える学校に対する連携支援体制強化のための配置時間の充実 : 重点配置校のうち 2,000校 <週2日8時間> 【新規】
<ul style="list-style-type: none"> スーパーバイザー : 90人 不登校特例校(名称変更予定) : 24箇所 <週5日8時間> 【新規】 教育支援センター : 250箇所 オンラインによる広域的な支援 : 67箇所

※「不登校特例校」については、令和5年8月31日に「学びの多様化学校」に改称。

(担当：初等中等教育局児童生徒課)

1人1台端末等を活用した「心の健康観察」の推進

背景・課題

- いじめや不登校、児童生徒の自殺が増加する中、**児童生徒の心や体調の変化を把握し、児童生徒が発するSOSを早期に発見して対処していくことが重要。**
- これまで、教職員によるスクリーニング、児童生徒からの訴えなどを通じてSOSを把握していたが、**既にいじめや不登校、自傷、自殺といった具体的な問題として表面化してしまっているケースも多い。**
- 児童生徒の心身の状況を把握し、**メンタルヘルスの悪化や小さなSOS、学級の変容などを教職員が察知でき、また、児童生徒がSOSを発信しやすい仕組みを構築することで、早期発見早期対応を可能とし、問題が表面化する前から積極的に支援につなげていくことで未然防止を図る必要。**



目指すべき姿

- 「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策（COCOLOプラン）」や「教育振興基本計画」、今年度の骨太の方針等を踏まえ、**1人1台端末等を活用した「心の健康観察」を実施し、児童生徒のメンタルヘルスの悪化やSOSを早期に把握し、SCやSSW、養護教諭等とも情報を共有しつつ、チーム学校のもと早期支援を実施する体制構築を目指す。**
- **アプリ等を用いることで、データに基づいた児童生徒理解を行うことが可能であり、児童生徒の言動や教職員の目では分からない小さなSOSを把握し、早期支援につなげる。**

<政府文書・文部科学省文書の記載>

「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策（R5.3 COCOLOプラン）」

2. 心の小さなSOSを見逃さず、「チーム学校」で支援します（1人1台端末を活用した心や体調の変化の早期発見の推進）
 - ・ 子供たちの心身の状態の変化への気付きや相談支援のきっかけづくりを増やすため、毎日の健康観察にICTを活用します。

「教育振興基本計画（R5.6.16 閣議決定）」

目標2 豊かな心の育成

○児童生徒の自殺対策の推進

- ・ 我が国の自殺者数は、警察庁の自殺統計によれば、近年、全体としては低下傾向にあるものの、児童生徒の自殺者数は増えており、令和4年の自殺者数は514名と過去最多と大変憂慮すべき状況になっており、児童生徒が自ら命を絶つようなことのない社会を作らなければならない。（中略）1人1台端末を活用し、自殺リスクの早期把握や適切な支援につなげるため、システムの活用方法等を周知し、全国の学校での実施を目指すなど児童生徒の自殺予防に向けた取組を推進する。

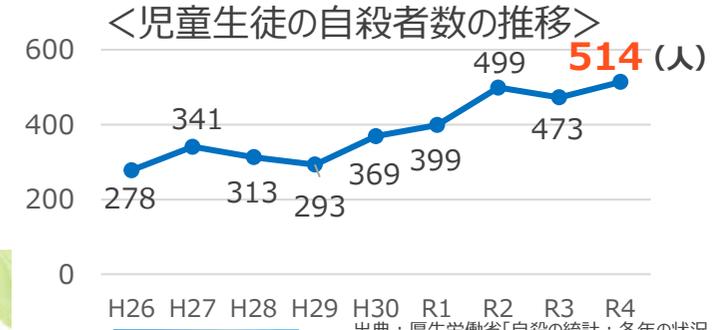
「経済財政運営と改革の基本方針2023（R5.6.16 閣議決定）」

（質の高い公教育の再生等）

- ・ （前略）ICTも効果的に活用し、NPO等とも連携した不登校対策や重大ないじめ、自殺への対応（中略）組織的な早期対応等を図る。

現状・課題

- 児童生徒の自殺者数は近年増加傾向にあり、令和4年には514名と過去最多を更新しており、児童生徒の自殺対策の強化は、喫緊の課題。
- 令和5年6月に政府において取りまとめた「こどもの自殺対策緊急強化プラン」に基づき、1人1台端末等を活用した「心の健康観察」による自殺リスク等の早期把握やSOSの出し方に関する教育を含む自殺予防教育の充実、SC・SSWの配置充実・SNS相談体制の整備等教育相談体制の充実を図る。



これまでの主な取組

- H21年 「教師が知っておきたい子どもの自殺予防」作成
 - H22年 「子どもの自殺が起きたときの緊急対応の手引き」作成
 - H26年 「子供に伝えたい自殺予防－学校における自殺予防教育導入の手引き－」作成
「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針」改訂
 - H30年 自殺総合対策大綱の改定等を踏まえて「SOSの出し方に関する教育」等の推進に係る通知を发出
 - R03年 児童生徒向け自殺予防の啓発動画作成公表／「児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議」審議まとめを公表
- ※例年、長期休業前後には、大臣メッセージ发出・自殺予防に係る広報・普及啓発活動等を実施



(児童生徒向け自殺予防啓発動画)

今後の取組の方向性

自殺予防に資する教育や普及啓発

- **自殺予防教育のモデル構築・啓発資料の作成** 【R6要求：13億円の内数(新規)】
・自殺予防教育の発達段階に応じた指導資料、コンテンツ等を検討・作成し、全国へ周知
- **「児童生徒の自殺予防に関する普及啓発協議会」の開催** (教育委員会担当者、学校の管理職等への研修会、全国10ブロックで開催)

自殺リスクの早期発見 早期対応

- **スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置充実** 【R6要求：90億円(82億円)】※R5補正予算(案)：7億円
・SC・SSWの配置及び重点配置校数の拡充、より課題を抱える学校の配置時間を拡充(自殺予防教育実施の支援を含む)
- **1人1台端末等を活用した「心の健康観察」の全国の学校での導入推進** 【R5補正予算(案)：10億円(新規)】
・1人1台端末を活用して、児童生徒の心や体調の変化を把握し、SOSや自殺リスク等の早期把握につなげる「心の健康観察」の導入推進
- **SNS等を活用した教育相談体制の整備推進** 【R6要求：63億円の内数(59億円の内数)】

事後対応

- 「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針」等に基づく対応の徹底 ※非予算
- 詳細調査報告書等の収集、こどもの自殺の要因について政府全体での多角的な分析への活用 ※非予算